

# 大江法律事務所報酬一覧

大江法律事務所の定める弁護士報酬、費用等の標準は次のとおりです（消費税10%含む）。

## 1 法律相談等

### (1) 法律相談

初回市民法律相談料	30分ごとに5,500円
一般法律相談料	30分ごとに5,500円以上11,000円以下

### (2) 書面による鑑定料

165,000円

### (3) 顧問料

事業者	月額55,000円以上
非事業者	年額66,000円以上

## 2 民事事件

事 件 等	着 手 金	報 酬 金
(1) 訴訟事件 経済的利益の額 300万円以下の場合 300万円超3000万円以下の場合 3000万円超3億円以下の場合 3億円を超える場合	8%×1.1 (5%+9万円)×1.1 (3%+69万円)×1.1 (2%+369万円)×1.1 30%の範囲内で増減額することができる。 110,000円を最低額とする。	16%×1.1 (10%+18万円)×1.1 (6%+138万円)×1.1 (4%+738万円)×1.1 30%の範囲で増減額することができる。
(2) 調停事件及び示談交渉事件 示談交渉から調停、示談交渉 または調停から訴訟その他の事 件を受任するときの着手金は、 (1)の額の2分の1。	(1)に準じる。 ただし(1)の額の3分の2に減 額することができる。 110,000円を最低額とする。	(1)に準じる。 ただし(1)の額の3分の2に減 額することができる。
(3) 離婚事件 ① 調停事件または交渉事件 ② 訴訟事件	330,000円以上 440,000円以上	330,000円以上 440,000円以上
(4) 境界に関する事件	440,000円以上	440,000円以上
(5) 仮差押・仮処分命令申立事件	(1)の額の2分の1。 審尋または口頭弁論を経たと きは、(1)の額の3分の2。 110,000円を最低額とする。	事件が重大または複雑なとき は、(1)の額の4分の1。 審尋または口頭弁論を経たと きは、(1)の額の3分の1。 本案の目的を達したときは、 (1)の額に準じて受けることが できる。
(6) 民事執行事件	(1)の額の2分の1。 55,000円を最低額とする。	(1)の額の4分の1

事 件 等	着 手 金	
(7) 倒産整理事件	① 事業者の自己破産	550,000 円以上
	② 非事業者の自己破産	330,000 円以上
	③ 自己破産以外の破産	550,000 円以上
	④ 事業者の民事再生	1,100,000 円以上
	⑤ 非事業者の民事再生	440,000 円以上
	⑥ 会社整理	1,100,000 円以上
	⑦ 特別清算	1,100,000 円以上
	⑧ 会社更生	2,200,000 円以上
(8) 任意整理事件	① 事業者の任意整理	550,000 円以上
	② 非事業者の任意整理	330,000 円以上

### 3 刑事事件

#### (1) 事案簡明な事件

① 起訴前	着手金		330,000 円
	報酬金	不 起 訴	330,000 円
		求 略 式 命 令	330,000 円以下
② 起訴後 起訴前に受任し引き続き受任 するときは、起訴前の着手金の 2分の1。	着手金		330,000 円
	報酬金	刑の執行猶予	330,000 円
		刑 の 軽 減	330,000 円以下

#### (2) (1)以外の事件

① 起訴前	着手金		330,000 円以上
	報酬金	不 起 訴	330,000 円以上
		求 略 式 命 令	330,000 円以上
② 起訴後 起訴前に受任し引き続き受任 するときは、右着手金を受ける ことができる。	着手金		330,000 円以上
	報酬金	無 罪	550,000 円以上
		刑の執行猶予	330,000 円以上
		刑 の 軽 減	軽減の程度による相当額

#### (3) 保釈、勾留執行停止、抗告等

(1)・(2)と別に相当額。

#### (4) 告訴・告発等

着手金	110,000 円以上	報酬金	依頼者と協議
-----	-------------	-----	--------

### 4 少年事件

着手金		330,000 円
報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始または不処分	330,000 円以上
	そ の 他	330,000 円

## 5 手数料

事 件 等		手 数 料
(1) 簡易な家事審判		165,000 円
(2) 契約書等書類の作成	定 型	経済的利益の額 1000 万円未満 110,000 円 1000 万円以上 1 億円未満 220,000 円 1 億円以上 330,000 円以上
	非 定 型	経済的利益の額 300 万円以下の場合 110,000 円 300 万円超 3000 万円以下の場合 $(1\% + 7 \text{万円}) \times 1.1$ 3000 万円超 3 億円以下の場合 $(0.3\% + 28 \text{万円}) \times 1.1$ 3 億円を超える場合 $(0.1\% + 88 \text{万円}) \times 1.1$
(3) 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	22,000 円
	弁護士名の表示あり	44,000 円
(4) 遺言書作成	定 型	165,000 円
	非 定 型	経済的利益の額 300 万円以下の場合 220,000 円 300 万円超 3000 万円以下の場合 $(1\% + 17 \text{万円}) \times 1.1$ 3000 万円超 3 億円以下の場合 $(0.3\% + 38 \text{万円}) \times 1.1$ 3 億円を超える場合 $(0.1\% + 98 \text{万円}) \times 1.1$
(5) 遺言執行		経済的利益の額 300 万円以下の場合 330,000 円 300 万円超 3000 万円以下の場合 $(2\% + 24 \text{万円}) \times 1.1$ 3000 万円超 3 億円以下の場合 $(1\% + 54 \text{万円}) \times 1.1$ 3 億円を超える場合 $(0.5\% + 204 \text{万円}) \times 1.1$
(6) 登記等	申 請 手 続	1 件 55,000 円。ただし事案により増減額できる。
	交 付 手 続	1 通 1,100 円
(1)ないし(5)については、特に複雑または特殊な事情がある場合は依頼者と協議。		
(2)・(4)については、公正証書にする場合 33,000 円を加算。		

## 6 費用等

### (1) 日当

半日 (往復 2 時間を超え 4 時間まで)	3 万円以上 5 万円以下
1 日 (往復 4 時間を超える場合)	5 万円以上 10 万円以下

### (2) 実費

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金等

### (3) 交通機関

最高運賃の等級を利用することができる。